

## 江田島市教育委員会会議録

平成 30 年 2 月 19 日（月）平成 30 年第 2 回教育委員会会議定例会を切串小学校校長室において開催しました。

### 1 開会及び閉会に関する事項

開会 午前 9 時 34 分  
閉会 午前 10 時 55 分

### 2 出席者（4名）

教育長	御堂岡 健
教育長職務代理者	三島 雅司
委員	樋上 美由紀
委員	今井 絵里子

### 3 欠席者（1名）

委員	柳川 政憲
----	-------

### 4 出席説明員

教育次長	小栗 賢
学校教育課長	畠藤 邦子
生涯学習課長	問可 健治
西能美学校給食共同調理場総括場長	仁井 雄一
江田島図書館長兼能美図書館長	加賀見 富士枝
大柿自然環境体験学習交流館長	西原 直久

### 5 事務局

学校教育課  
課長補佐 中本 陽子

### 6 傍聴人

なし

### 7 議事日程

- (1) 教育長報告
- (2) 会議録署名委員の指名
- (3) 議案第 1 号 江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について

- (4) 議案第2号 江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- (5) 議案第3号 江田島市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則案について
- (6) 議案第4号 江田島市大柿公民館図書室管理運営要綱の一部を改正する告示案について
- (7) 議案第5号 平成29年度江田島市一般会計(第6号)補正予算(教育委員会関係分)について
- (8) 議案第6号 平成30年度江田島市一般会計予算(教育委員会関係分)について
- (9) 承認第2号 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について
- (10) その他

## 8 議事の概要

### ○ 教育長

ただいまから、第2回江田島市教育委員会会議定例会を開会します。

なお、柳川委員から欠席の報告を受けておりますことを、お知らせします。

ただ今の出席委員は4名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

### ○ 教育長

審議に入る前に、20ページの議案第5号と、23ページの議案第6号については、平成30年江田島市議会2月定例会に提案される、成案となる前の案件であり、また、57ページの承認第2号は、人事に関する案件ですので、公開しないで審議することが適当ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

(全員異議なし)

### ○ 教育長

それでは、お諮りいたします。

議案第5号「平成29年度江田島市一般会計(第6号)補正予算(教育委員会関係分)について」、議案第6号「平成30年度江田島市一般会計予算(教育委員会関係分)について」、承認第2号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」は、公開しないことに賛成の方の挙手をお願いします。

(全 員 挙 手)

### ○ 教育長

挙手全員と認めます。

従いまして、議案第5号、議案第6号、承認第2号は、公開しないで審議することに決定いたしました。

○ 教育長

日程第1, 「教育長報告」を行います。

それでは, 議案書の2ページをお開きください。

「教育長報告」

(省 略)

以上で, 教育長報告を終わります。

○ 教育長

日程第2, 「会議録署名委員の指名」は, 会議規則第15条第2項の規定により, あらかじめ署名委員の順番を決めておりますので, 今回は, 今井委員にお願いいたします。

○ 教育長

日程第3, 議案第1号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」, 日程第4, 議案第2号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」, 日程第5, 議案第3号「江田島市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則案について」及び, 日程第6, 議案第4号「江田島市大柿公民館図書室管理運営要綱の一部を改正する告示案について」の4件を一括議題とし, 個別採決といたします。

事務局から, 説明をお願いします。

○ 教育次長

ただ今, 一括上程されました議案第1号, 議案第2号, 議案第3号, 及び議案第4号でございます。

最初に, 議案第1号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

議案書, 3ページをお開きください。

提案理由でございます。

江田島公民館, 秋月公民館, 中町公民館及び大柿公民館の廃止に伴い, 現行条例の一部を改正する必要がありますので, 江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第3号の規定によりまして, 委員会の意見を求めるものでございます。

次に, 議案第2号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

議案書, 7ページをお開きください。

提案理由でございます。

宮ノ原体育館及び沖体育館の廃止に伴い, 現行条例の一部を改正する必要がありますので, 江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第3号の規定によりまして, 委員会の意見を求めるものでございます。

次に、議案書、11ページをお開きください。

議案第3号「江田島市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則案について」でございます。

提案理由でございます。

江田島公民館、秋月公民館、中町公民館及び大柿公民館の廃止に伴い、現行規則の一部を改正する必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定によりまして、委員会の議決を求めるものでございます。

最後に、議案書、17ページをお開きください。

議案第4号「江田島市大柿公民館図書室管理運営要綱の一部を改正する告示案について」でございます。

提案理由でございます。

大柿公民館の廃止に伴い、現行告示の一部を改正する必要がありますので、江田島市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定によりまして、委員会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、生涯学習課長をして説明申し上げます。よろしくお願いたします。

#### ○ 生涯学習課長

ただ今上程されました議案第1号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」から議案第4号「江田島市大柿公民館図書室管理運営要綱の一部を改正する告示案について」までの4件について説明致します。

提案理由につきましては、先ほど教育次長が説明いたしましたとおりでございます。

全体像につきましては、別様で配布しております、「全協資料No.1」でご説明申し上げますので、資料の方をご覧ください。

概要でございます。

今回、公共施設の再編整備を行う事に伴い、次の様に整理しました。

旧町単位に行政サービス機能とまちづくり、地域活動及び生涯学習の拠点となる施設を「市民センター」とし、また、地域との協議を踏まえ、市民が利用しやすい環境が整った施設を、「交流プラザ」と名称を変更し、併せて、所管部署を市民センターに移管すると言うものです。

表の方には、現行と変更案を一覧で載せてありますので、見ておいてください。

次に、3、今後の予定として、条例案につきましては、2月開催予定の市議会定例会に上程し、4月に、施設名称及び所管部署の変更をする予定でございます。

次ページには、公共施設の再編整備についての基本的な考え方や全体イメージを載せてありますので、参考にしてください。

それでは、議案書5ページの参考資料をご覧ください。

議案第1号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」で

ございます。

右側、現行欄の第2条の表及び別表から、江田島公民館、秋月公民館、中町公民館、大柿公民館の項と表を削除するものです。

続いて、議案書9ページ、10ページの参考資料をご覧ください。

議案第2号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

右側、現行の表から、宮ノ原体育館及び沖体育館を削除するものです。

次に議案第3号「江田島市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則案について」でございます。

この規則案は全部で3本ございます。

1本目は、「江田島市教育委員会公印規則の一部改正」、2本目が、「江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部改正」、最後、3本目が、「寄贈図書文庫設置規則の一部改正」でございます。

参考資料により、一つずつ、説明させていただきます。

まず、13ページをご覧ください。

「江田島市教育委員会公印規則の一部改正」で、表の個数欄の公印数を、11個から、今回削除する公民館分の4と既に廃止している旧宮ノ原公民館分の1と併せて5減し、6個へ改めるものです。

次に、その下「江田島市選挙運動のためにする個人演説会等開催のために必要な設備の程度等に関する規則の一部改正」で、13ページから16ページをご覧ください。

それぞれの表から、江田島公民館、秋月公民館、中町公民館、大柿公民館を削除するものです。

16ページをお願いします。

「寄贈図書文庫設置規則の一部改正」で、「大柿公民館」を「大柿図書室」に、「公民館図書室所蔵図書利用」を「大柿図書室所蔵図書利用」に改めるものです。

最後に、議案第4号「江田島市大柿公民館図書室管理運営要綱の一部を改正する告示案について」でございます。

議案書19ページの参考資料をご覧ください。

要綱名も含めて、江田島市大柿公民館図書室を大柿図書室に改めるものでございます。各改正分に附則として、この4議案とも、平成30年4月1日から施行するとしております。

以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○ 教育長

説明が終わりました、ご質疑はございませんか。

○ 三島委員

いわゆる、中央館がなくなるのですね。残るのは何館ありますか。

○ 生涯学習課長

公民館として残るのは、6館です。

○ 三島委員

今まで公民館長として位置づけがあったのですが、なくなった場合、公民館長の位置づけはどうなりますか。

○ 生涯学習課長

中央館では、館長という職名は市民センター長が兼ねると、今の段階では聞いていません。今まで館長職であったものは、引き続き業務を行います。正式名称がどうなるかは、まだ聞いておりません。

○ 三島委員

今まで、嘱託員でいた人は、そのまま残るのですね。

○ 生涯学習課長

基本的には残ります。

○ 三島委員

職名がまだわからないという事ですね。

○ 生涯学習課長

はい、そうです。

○ 三島委員

わかりました。

○ 樋上委員

市民センターや交流プラザが4月から所管が市民センターになるようですが、市民への周知はどうなっていますか。

市民センターや交流プラザの位置づけなど、まだ市民には浸透してなく、市民や利用者にはわかりづらいと思います。

○ 生涯学習課長

今、私たちが聞いている範囲では、3月の広報やホームページへの掲載などで周知さ

れると聞いています。

○ 樋上委員

所管部署も変わるようですし、なくなる所などは、丁寧な説明がされていますか。

○ 教育長

この度、中町公民館が市民センターに変更になりますが、地元との調整は出来ていると聞いています。

公民館という名称はなくなりますが、市民センター内に公民館業務は残ります。

市民センターの所管がまだはっきりしていないところは、人事の話になるので、これから決定され次第、すぐに周知されると思います。

○ 今井委員

沖美町では支所が市民センターに変わった、集会室ができて便利になったね、という感覚でとらえられていると思います。

そこの所管がどこになったのか、ということはあまり皆さん気にされていないようです。

体育館を使用する時に、4月からは、申請先が教育委員会ではなく、変わるかもしれないので、もう少し待つようにと、市民センターに行った時に教えてもらったので、行かなかったら知らなかったかも知れません。

○ 教育長

市民センターに公民館機能が移転されますので、今まで制限がかかっていた使用も、公の施設として可能な範囲で、使用できるようになる事例もあります。

市民が使いやすく便利にするために、市民センターや交流プラザへと移管されますので、その点も踏まえて、周知の方法も考えていきたいと思っています。

○ 樋上委員

施設の利用規程はありますか、周知されていないように思われます。

利用できる事例など、この資料は分かりやすいのであわせて周知してください。

○ 生涯学習課長

利用規程はございますが、これから施設管理や利用が変更となっていきますので、利用状況などをみながら、変更も考えていきたいと思っています。

○ 教育長

市民センター設置及び管理条例などの例規に、利用できる者など明記されるのですよ

ね。

○ 生涯学習課長

はい。

公民館ほど精密に区分は分かれていないのではと思いますが，減免規程など，細部はこれから調整になると思われます。

○ 教育長

他に，ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

○ 教育長

それではこれで，本件の審議を終わります。

採決に移ります。

最初に，議案第1号「江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は，原案のとおり決定することに，ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は，原案のとおり可決されました。

○ 教育長

次に，議案第2号「江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は，原案のとおり決定することに，ご異議ございませんか。

(全員異議なし)

○ 教育長

全員異議なしと認めます。

よって本案は，原案のとおり可決されました。

○ 教育長

次に，議案第3号「江田島市教育委員会公印規則等の一部を改正する規則案について」は，原案のとおり決定することに，ご異議ございませんか。

(全員異議なし)



- 教育長  
全員異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり可決されました。
  
- 教育長  
最後に、議案第4号「江田島市大柿公民館図書室管理運営要綱の一部を改正する告示案について」は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  
(全員異議なし)
  
- 教育長  
全員異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり可決されました。
  
- 教育長  
日程第7、議案第5号「平成29年度江田島市一般会計(第6号)補正予算(教育委員会関係分)について」を議題とします。  
(非公開)
  
- 教育長  
日程第8、議案第6号「平成30年度江田島市一般会計予算(教育委員会関係分)について」を議題とします。  
(非公開)
  
- 教育長  
日程第9、承認第2号「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免について」を議題とします。  
(非公開)
  
- 教育長  
以上で、本日の会議に付された審議事項は、すべて終了いたしました。

「その他」

その他では、次の項目について報告を行いました。

- (1) 生徒指導上の諸問題等集計について(1月分)
- (2) 平成29年度卒業式について
- (3) 学校給食異物混入について
- (4) 平成29年度人権学習講演会アンケート集計結果について

次の教育委員会会議は平成 30 年 3 月 19 日（月）午前 10 時から大柿公民館大会議室で開催します。

以上で閉会します。

江田島市教育委員会会議規則の規定により、ここに署名する。

江田島市教育長

署 名 委 員